

両制度の変遷

年度	施術費	療養費	
		はり、きゅう	マッサージ
昭和 33 年度	国保法成立、札幌市国保条例施行		
昭和 34 年度	札幌市国民健康保険の給付対象に鍼・灸・療術を加えてほしい旨の請願、陳情があり、市議会にて採択される。保険適用に代わる自己財源のみによる本市独自の事業を財政的余裕が生じた時期に検討することとした。	札幌市国民健康保険事業開始 給付割合5割(自己負担5割)	
昭和 36 年度	促進に関する請願書を議会が採択 国保会計の過重な負担にならない範囲内において、翌年度から実施することとなる。	神経痛とリウマチの2疾患に、10 回を限度とする との取り扱いが示される	
昭和37年度	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3月 理療師会設立 本制度の前提となる受領委任払いを行うため、点検・集計・申請・支払などの取りまとめ業務を行うことを目的として設立</p> <p>4月 規則制定、理療師会と協定締結、制度開始</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【対象疾患】</p> <p>「神経痛」、「神経まひ」、「リウマチ」、「関節痛」 → 変わりなし</p> <p>「腰筋ねんざ」 → 腰部ねんざ</p> <p>「神経性けいれん」、「筋けいれん」 → 現在はない</p> <p>※現在は、「頸腕症候群」、「五十肩」、「その他類症疾患」が追加されている。</p> </div>		

	<p>【施術内容】 「鍼」、「灸」、「あんま」、「その他の医業類似行為の施術」 ※現在は、マッサージ、指圧、療術が追加されている。 （なお、施術の内容は規則ではなく、協定書にて規定）</p> <p>【回数】 1人1日1回、1か月5回以内</p> <p>【療養費との併給】 不可（現在と同じ）</p>	
昭和38年度	<p>【回数】 1か月5回から7回に引き上げ</p>	<p>世帯主のみ給付割合を7割へ拡大（自己負担3割） → 昭和42年度に全被保3割負担へ</p>
昭和41年度	<p>【回数】 月15回、6か月45回、延長30回に拡大</p>	
昭和42年度		<p>【期間】 はり、きゅう療養費は初療の日から3か月が限度。 マッサージ療養費は原則初療の日から3か月を限度とし、医師の同意書がある場合には延長が可能となる。</p> <p>【対象疾患】 はり、きゅう療養費の対象疾患が神経痛とリウマチの2疾患から、頰腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの類症疾患も含むに拡大される。</p>
昭和45年度	<p>【回数】 月15回の制限を撤廃 施術証発行開始</p>	
昭和47年度		<p>【期間】 限度期間が初療の日から6か月までに延長される。ただし、同意書は3か月ごと</p> <p>【料金】 一術の場合1回200円（初回のみ350円） 二術の場合1回300円（初回のみ450円） 各月10回が限度</p>

平成5年度		あはき免許が知事認可から大臣認可へ
平成6年度	<p>【料金】</p> <p>現行料金に変更</p> <p>施術費単価 3,000 円、補助額 1,600 円</p>	
平成14年度		<p>【期間、回数】</p> <p>支給期間、支給回数の上限が撤廃される。ただし、3か月ごとの医師の同意書は必要</p>
平成20年度	<p>後期高齢者医療制度開始</p> <p>審査支払事務を治療院構成団体、各区から本庁に集約</p>	<p>「償還払い」から「受領委任払い」に給付方法を変更</p>
平成22年度	<p>市民評価(事業仕分け)</p> <p>論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の保険料負担軽減のために市税を投入している状況において、法律で定められている「療養費」以上に「健康保持・増進」を目的として助成を今後行うべきか、検討すべきではないか <p>結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃止」「見直し」と「現行どおり」が半々。賛否両論 	